

平成30年度
市税概要



目 次

I 寝屋川市の概要

- | | |
|---------|---|
| 1 市の位置 | 1 |
| 2 市の沿革 | 1 |
| 3 人口・世帯 | 2 |

II 市の財政

- | | |
|----------------|---|
| 1 一般会計予算額及び決算額 | |
| (1) 歳入 | 3 |
| (2) 歳出 | 3 |

III 市税の総括

- | | |
|----------------------|---|
| 1 市税収入額等の推移 | 5 |
| 2 税目別調定額及び収入額 | 6 |
| 3 市税調定額の構成比 | 7 |
| 4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額 | 7 |

IV 市民税

- | | |
|-------------------------------------|----|
| 1 個人市民税 | |
| (1) 納税義務者数 | 9 |
| (2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数 | 9 |
| (3) 調定額 | 10 |
| (4) 納税義務者1人あたり調定額 | 10 |
| (5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等 | 11 |
| 2 法人市民税 | |
| (1) 納税者数 | 13 |
| (2) 調定額 | 13 |
| (3) 業種別調定額 | 14 |
| (4) e L T A Xによる電子申告書提出件数 | 14 |

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

- | | |
|-------------|----|
| 1 固定資産税 | |
| (1) 納税義務者数 | 15 |
| (2) 調定額 | 15 |
| (3) 土地 | 16 |
| (4) 家屋 | 17 |
| (5) 償却資産 | 18 |
| (6) 交付金・納付金 | 19 |

2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19
VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税		
1	軽自動車税	
(1)	車種別課税台数及び調定額	21
2	市たばこ税	
(1)	調定額等	22
3	入湯税	
(1)	調定額等	22
VII 地方譲与税及び府交付金等		
1	地方譲与税	23
2	府交付金	23
3	府民税徴収委託金	24
VIII 徴収		
1	徴収率の推移	25
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額	26
(2)	税目内訳件数及び金額	26
3	口座振替利用者数の状況	27
4	督促状発送状況	27
5	不納欠損額	27
6	歳出還付金の状況	28
IX その他		
1	徴税費の状況	29
2	税務機構及び事務分掌	30
3	税務職員の年齢及び経験年数等	31
4	税務職員の手当	31
5	固定資産評価審査委員会委員	32
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	32
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	33
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	34
※ 税率の変遷		
	市民税の税歴	35
	諸税の税歴	55
	主な税制改正（平成29年度適用）	67

I 寝屋川市の概要

1	市の位置	1
2	市の沿革	1
3	人口・世帯	2

I 寝屋川市の概要

1 市の位置

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

○ 市の広さ

面積	24.70 km ²
東西	6.89 km
南北	7.22 km

2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

そのような中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。

現在、人口減少時代の到来、少子高齢化による人口構造の変化などにより、人口は約 23 万人で推移しています。

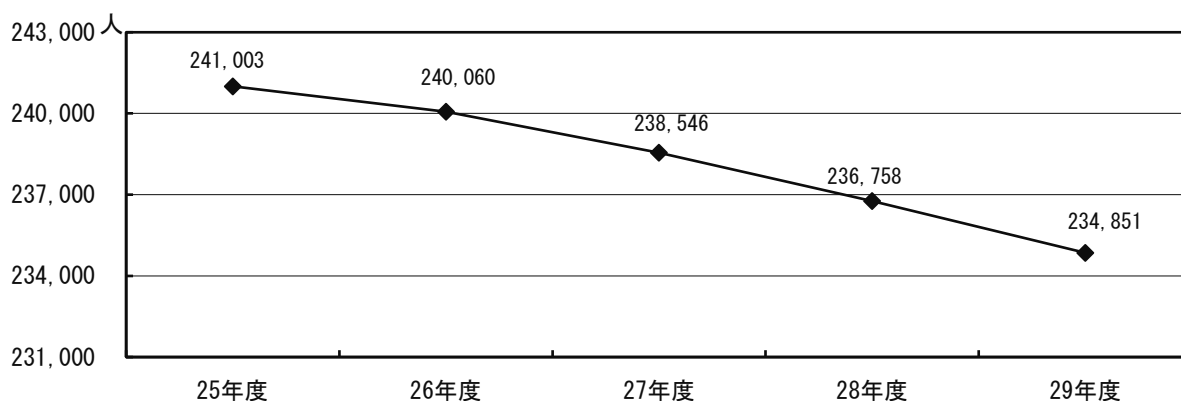
3 人口・世帯

(単位：人、世帯、%)

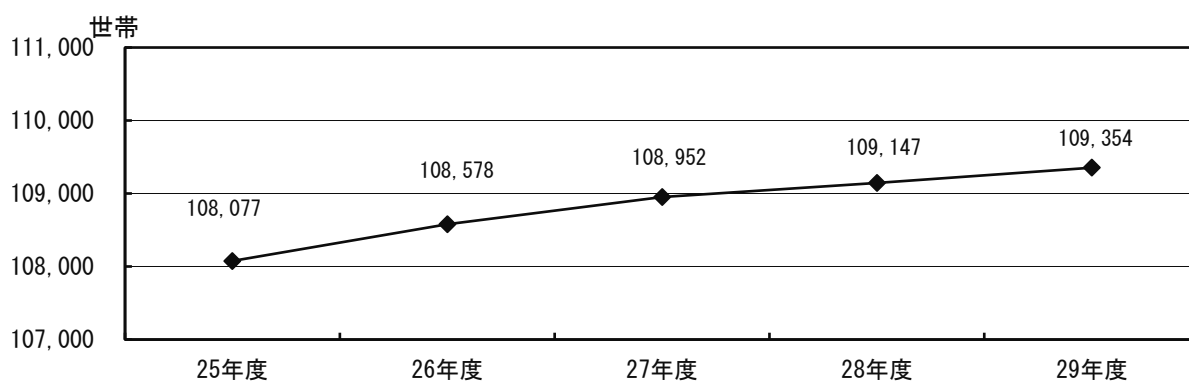
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人口	241,003	240,060	238,546	236,758	234,851
世帯数	108,077	108,578	108,952	109,147	109,354
一世帯あたりの人口	2.23	2.21	2.19	2.17	2.15
1km ² あたりの人口密度	9,745	9,719	9,658	9,585	9,508
人口の前年度比	99.6	99.6	99.4	99.3	99.2
平成25年度を100とした場合の人口指数	100.0	99.6	99.0	98.2	97.4

(人口・世帯数は、外国人登録を含む。各年度末現在)

人口の推移



世帯数の推移



Ⅱ 市の財政

1	一般会計予算額及び決算額	
(1)	歳入・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	歳出・・・・・・・・・・・・・・・・	3

II 市の財政

1 一般会計予算額及び決算額

(1) 歳入

(単位：千円、%)

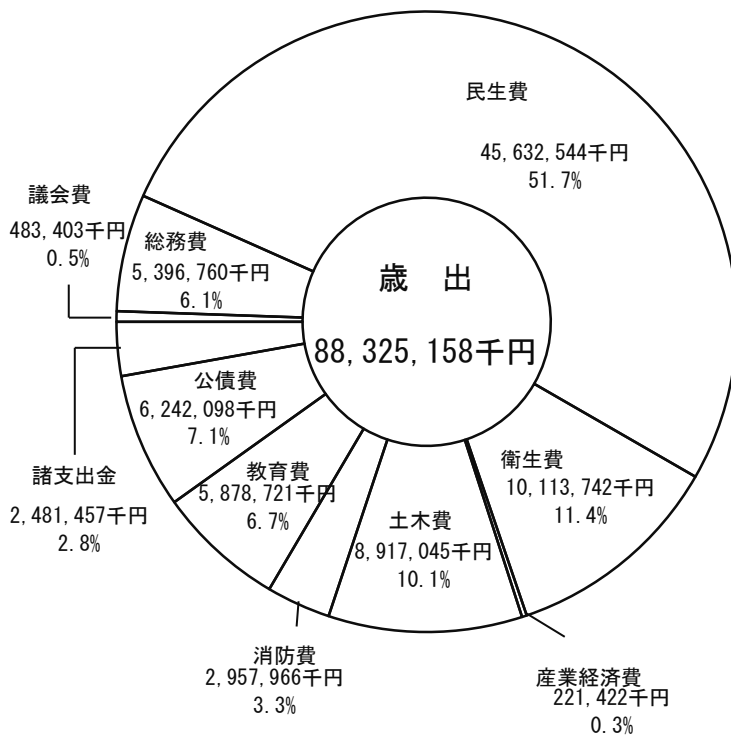
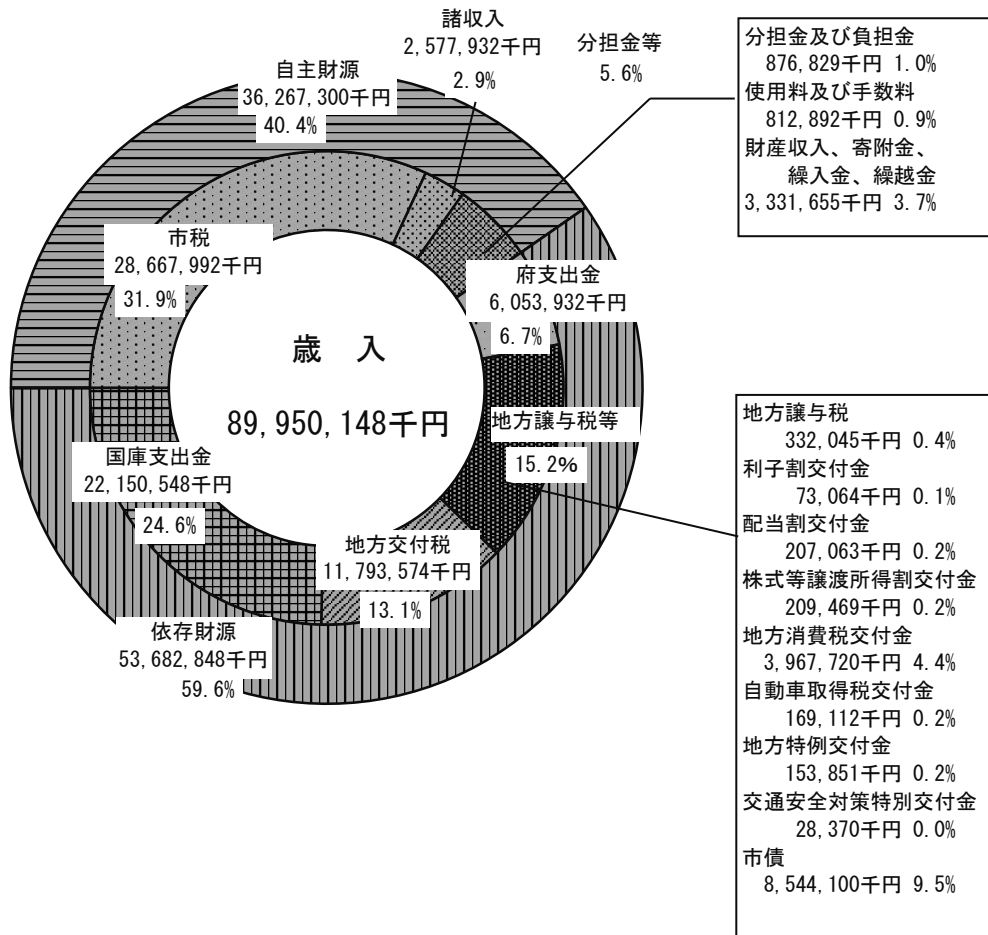
款 別	28年度				29年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,569,859	100.0	28,730,202	100.9	28,921,585	101.2	28,667,992	99.8
市 民 税	13,021,837	98.3	13,094,611	100.1	13,193,354	101.3	13,030,598	99.5
固 定 資 産 税	11,197,696	101.7	11,252,802	101.9	11,351,816	101.4	11,321,862	100.6
軽 自 動 車 税	265,180	124.2	270,168	125.3	280,001	105.6	282,540	104.6
市 た ば こ 税	1,602,298	98.8	1,613,972	96.3	1,561,002	97.4	1,512,337	93.7
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	4,836	103.6	22,256	469.0	29,700	614.1	20,620	92.6
都 市 計 画 税	2,478,012	100.0	2,476,393	100.8	2,505,712	101.1	2,500,035	101.0
地 方 譲 与 税	326,010	105.5	330,758	99.6	330,165	101.3	332,045	100.4
利 子 割 交 付 金	85,000	80.2	41,226	42.7	22,411	26.4	73,064	177.2
配 当 割 交 付 金	591,000	198.3	150,287	66.4	172,060	29.1	207,063	137.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	308,000	270.2	88,526	35.6	172,172	55.9	209,469	236.6
地 方 消 費 税 交 付 金	4,249,000	118.4	3,927,368	90.3	4,110,892	96.7	3,967,720	101.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	104,000	94.5	131,819	109.2	162,101	155.9	169,112	128.3
地 方 特 例 交 付 金	167,178	97.5	151,834	94.2	163,525	97.8	153,851	101.3
地 方 交 付 税	11,289,163	94.8	11,785,683	99.0	11,594,006	102.7	11,793,574	100.1
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,000	110.0	29,946	93.5	31,000	93.9	28,370	94.7
分 担 金 及 び 負 担 金	1,030,859	102.4	1,008,806	103.9	948,228	92.0	876,829	86.9
使 用 料 及 び 手 数 料	904,433	104.8	906,519	107.3	827,302	91.5	812,892	89.7
国 庫 支 出 金	23,301,234	116.0	21,816,037	111.0	23,638,626	101.4	22,150,548	101.5
府 支 出 金	6,220,487	103.9	5,728,284	97.2	6,778,464	109.0	6,053,932	105.7
財 産 収 入	204,409	182.9	232,114	224.8	414,209	202.6	397,711	171.3
寄 附 金	9,573	9.9	8,399	8.7	9,987	104.3	8,679	103.3
繰 入 金	2,261,559	209.1	2,239,695	291.3	1,607,813	71.1	1,381,044	61.7
諸 収 入	2,709,374	126.8	2,463,288	159.6	3,289,361	121.4	2,577,932	104.7
市 債	8,515,100	137.5	6,734,200	147.4	10,626,000	124.8	8,544,100	126.9
繰 越 金	1,635,423	115.6	1,635,423	115.6	1,544,221	94.4	1,544,221	94.4
計	92,514,661	109.9	88,140,414	107.7	95,364,128	103.1	89,950,148	102.1

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	28年度				29年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	503,042	91.9	490,208	91.7	493,417	98.1	483,403	98.6
総 務 費	5,977,834	90.4	5,448,918	90.6	5,753,603	96.2	5,396,760	99.0
民 生 費	46,036,897	103.9	44,291,689	102.3	47,701,758	103.6	45,632,544	103.0
衛 生 費	9,533,672	185.5	9,226,494	188.7	10,459,417	109.7	10,113,742	109.6
産 業 経 済 費	263,318	47.6	238,408	63.9	250,663	95.2	221,422	92.9
土 木 費	10,564,336	144.6	8,729,503	139.7	11,926,532	112.9	8,917,045	102.1
消 防 費	2,756,468	94.5	2,750,557	94.7	2,965,754	107.6	2,957,966	107.5
教 育 費	6,918,326	104.3	5,688,959	95.0	6,852,390	99.0	5,878,721	103.3
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,956,052	105.7	7,822,990	105.6	6,381,499	80.2	6,242,098	79.8
諸 支 出 金	1,910,014	75.5	1,908,467	75.5	2,485,455	130.1	2,481,457	130.0
予 備 費	94,652	96.7	0	0.0	93,590	98.9	0	0.0
計	92,514,661	109.9	86,596,193	108.0	95,364,128	103.1	88,325,158	102.0

平成29年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



Ⅲ 市税の総括

1	市税収入額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	税目別調定額及び収入額・・・・・・・・・・・・	6
3	市税調定額の構成比・・・・・・・・・・・・・・	7
4	1人あたり、1世帯あたりの市税収入額・・・・	7

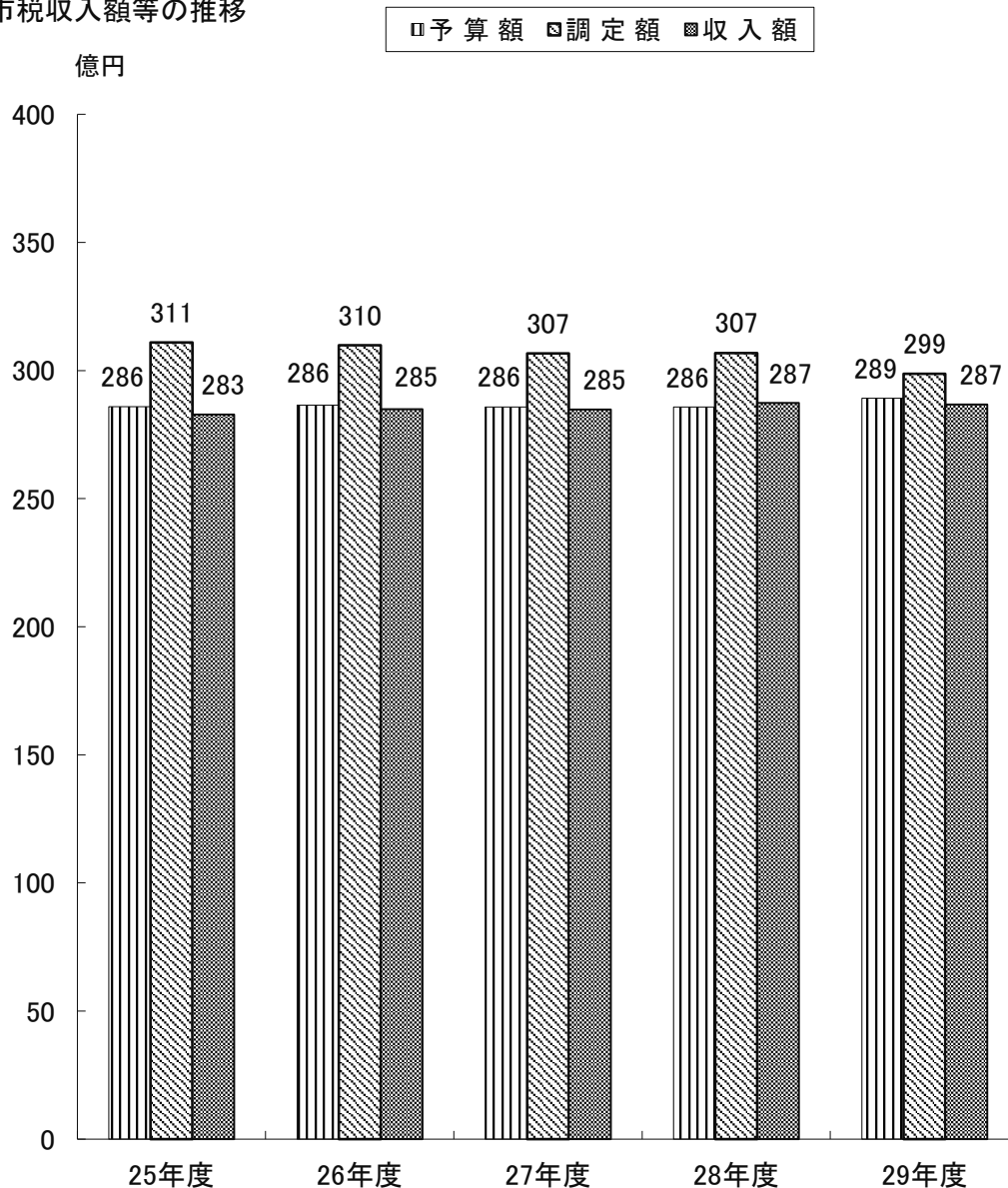
Ⅲ 市税の総括

1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
25	28,591,064	101.7	31,098,819	100.2	28,279,333	101.2
26	28,646,745	100.2	30,990,513	99.7	28,484,430	100.7
27	28,577,803	99.8	30,667,218	99.0	28,480,242	100.0
28	28,569,859	100.0	30,682,930	100.1	28,730,202	100.9
29	28,921,585	101.2	29,868,765	97.3	28,667,992	99.8

市税収入額等の推移



2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	27年度			28年度			29年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市 民 税	個人	現年	11,116,426	10,870,039	97.8	11,149,467	10,926,183	98.0	11,208,013	11,001,890	98.2
		滞繰	645,486	257,559	39.9	547,583	240,398	43.9	447,754	232,139	51.8
		計	11,761,912	11,127,598	94.6	11,697,050	11,166,581	95.5	11,655,767	11,234,029	96.4
	法人	現年	1,948,970	1,939,986	99.5	1,930,964	1,923,889	99.6	1,795,916	1,792,323	99.8
		滞繰	45,110	12,870	28.5	32,729	4,141	12.7	23,078	4,246	18.4
		計	1,994,080	1,952,856	97.9	1,963,693	1,928,030	98.2	1,818,994	1,796,569	98.8
	計			13,755,992	13,080,454	95.1	13,660,743	13,094,611	95.9	13,474,761	13,030,598
固定 資産 税	純固定資産税	現年	10,678,837	10,488,429	98.2	10,918,503	10,758,472	98.5	11,007,794	10,863,398	98.7
		滞繰	1,023,853	269,699	26.3	891,522	207,736	23.3	597,681	170,387	28.5
		計	11,702,690	10,758,128	91.9	11,810,025	10,966,208	92.9	11,605,475	11,033,785	95.1
	交付金	現年	286,998	286,998	100.0	286,594	286,594	100.0	288,077	288,077	100.0
	計			11,989,688	11,045,126	92.1	12,096,619	11,252,802	93.0	11,893,552	11,321,862
軽自動車税	現年	218,870	207,069	94.6	279,872	264,440	94.5	290,067	275,661	95.0	
	滞繰	35,807	8,582	24.0	32,739	5,728	17.5	35,195	6,879	19.5	
	計	254,677	215,651	84.7	312,611	270,168	86.4	325,262	282,540	86.9	
市たばこ税	現年	1,676,711	1,676,711	100.0	1,613,972	1,613,972	100.0	1,512,337	1,512,337	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	0	0	—	
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	0	0	—	
入湯税	現年	4,745	4,745	100.0	22,256	22,256	100.0	20,620	20,620	100.0	
都市計画税	現年	2,438,317	2,391,005	98.1	2,461,964	2,424,984	98.5	2,493,508	2,457,648	98.6	
	滞繰	252,948	66,550	26.3	220,625	51,409	23.3	148,725	42,387	28.5	
	計	2,691,265	2,457,555	91.3	2,682,589	2,476,393	92.3	2,642,233	2,500,035	94.6	
合計	現年	28,369,874	27,864,982	98.2	28,663,592	28,220,790	98.5	28,616,332	28,211,954	98.6	
	滞繰	2,297,344	615,260	26.8	2,019,338	509,412	25.2	1,252,433	456,038	36.4	
	計	30,667,218	28,480,242	92.9	30,682,930	28,730,202	93.6	29,868,765	28,667,992	96.0	

3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人市民税	38.1	37.7	38.4	38.1	39.0
法人市民税	6.4	6.8	6.5	6.4	6.1
固定資産税	39.3	39.4	39.1	39.4	39.8
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	1.0	1.1
市たばこ税	5.6	5.5	5.5	5.3	5.1
特別土地保有税	0.9	0.9	0.9	1.0	0.0
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
都市計画税	8.9	8.9	8.8	8.7	8.8

4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
人口	241,003 人		240,060 人		238,546 人		236,758 人		234,851 人	
世帯数	108,077 世帯		108,578 世帯		108,952 世帯		109,147 世帯		109,354 世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	53,544	119,398	53,972	119,329	54,834	120,057	55,308	119,972	55,485	119,160
個人市民税	45,594	101,671	45,394	100,362	46,648	102,133	47,165	102,308	47,835	102,731
法人市民税	7,950	17,727	8,578	18,967	8,186	17,924	8,143	17,664	7,650	16,429
固定資産税	45,516	101,498	46,401	102,589	46,302	101,376	47,529	103,098	48,209	103,534
軽自動車税	831	1,852	870	1,923	904	1,979	1,141	2,475	1,203	2,584
市たばこ税	7,242	16,149	7,056	15,601	7,029	15,390	6,817	14,787	6,439	13,830
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	22	50	20	44	20	44	94	204	88	188
都市計画税	10,185	22,712	10,337	22,855	10,302	22,556	10,459	22,689	10,645	22,862
合 計	117,340	261,659	118,656	262,341	119,391	261,402	121,348	263,225	122,069	262,158

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

はちかづきちゃん



- **特徴**…寝屋川市に古くから伝わる民話の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした、かわいい女の子のキャラクター
- **性格**…心やさしく、明るい性格
- **好きなもの**…バラやサクラをはじめとした、お花がとても大好き
- **出身地**…寝屋川市

IV 市民税

1	個人市民税	
(1)	納税義務者数	9
(2)	e L T A Xによる給与支払報告書提出件数	9
(3)	調定額	10
(4)	納税義務者1人あたり調定額	10
(5)	所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等	11
2	法人市民税	
(1)	納税者数	13
(2)	調定額	13
(3)	業種別調定額	14
(4)	e L T A Xによる電子申告書提出件数	14

IV 市民税

1 個人市民税

(1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	27年度			28年度			29年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	4,742	95.3	12.2	4,759	100.4	12.3	5,029	105.7	13.5
	均等割のみ	3,178	98.2	8.1	3,304	104.0	8.6	3,008	91.0	8.1
	均等割・所得割	31,073	97.5	79.7	30,566	98.4	79.1	29,161	95.4	78.4
	計	38,993	97.3	100.0	38,629	99.1	100.0	37,198	96.3	100.0
	所得割	35,815	97.2		35,325	98.6		34,190	96.8	
	均等割	34,251	97.6		33,870	98.9		32,169	95.0	
給与特別徴収	所得割のみ	310	108.4	0.5	273	88.1	0.4	269	98.5	0.4
	均等割のみ	1,149	98.7	1.9	1,206	105.0	1.9	1,361	112.9	2.1
	均等割・所得割	59,904	101.7	97.6	61,301	102.3	97.7	63,423	103.5	97.5
	計	61,363	101.7	100.0	62,780	102.3	100.0	65,053	103.6	100.0
	所得割	60,214	101.7		61,574	102.3		63,692	103.4	
	均等割	61,053	101.6		62,507	102.4		64,784	103.6	
公的年金特別徴収	所得割のみ	1,522	104.5	9.7	1,695	111.4	10.5	1,898	112.0	11.4
	均等割のみ	2,772	107.5	17.6	2,913	105.1	18.0	3,014	103.5	18.1
	均等割・所得割	11,445	96.6	72.7	11,584	101.2	71.5	11,725	101.2	70.5
	計	15,739	99.1	100.0	16,192	102.9	100.0	16,637	102.7	100.0
	所得割	12,967	97.5		13,279	102.4		13,623	102.6	
	均等割	14,217	98.5		14,497	102.0		14,739	101.7	
合計	所得割のみ	6,574	97.8	5.7	6,727	102.3	5.7	7,196	107.0	6.1
	均等割のみ	7,099	101.7	6.1	7,423	104.6	6.3	7,383	99.5	6.2
	均等割・所得割	102,422	99.8	88.2	103,451	101.0	88.0	104,309	100.8	87.7
	計	116,095	99.8	100.0	117,601	101.3	100.0	118,888	101.1	100.0
	所得割	108,996	99.7		110,178	101.1		111,505	101.2	
	均等割	109,521	99.9		110,874	101.2		111,692	100.7	
特別徴収義務者数		19,842	101.7		20,377	102.7		21,172	103.9	

※ 退職所得は、給与特別徴収の所得割に含む。

(2) e L T A Xによる給与支払報告書提出件数

	27年度	28年度	29年度
電子申告件数	44,028件	52,033件	59,049件
電子申告率	35.3%	39.1%	42.5%

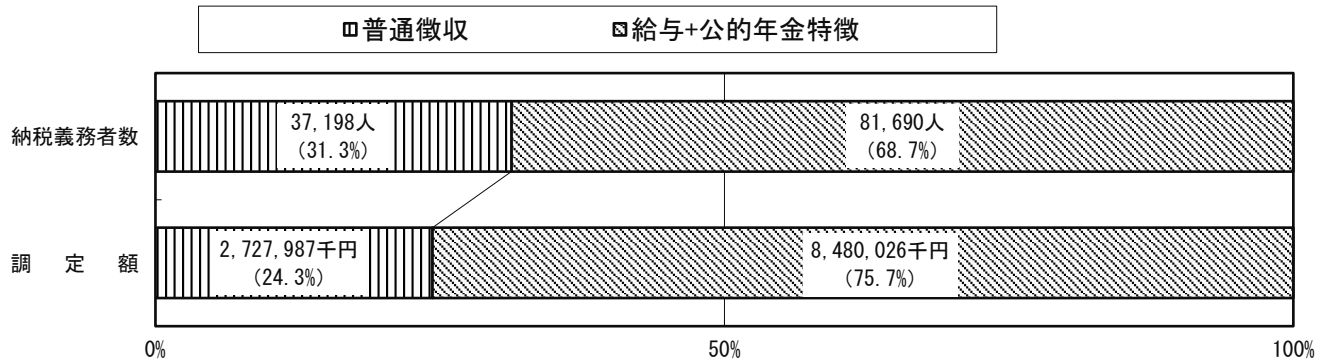
(3) 調定額

(単位：千円、%)

年度 区分		27年度			28年度			29年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,792,470	101.1		2,696,120	96.5		2,627,465	97.5		
	均等割	108,190	98.1		105,985	98.0		100,522	94.8		
	計	2,900,660	100.9	26.1	2,802,105	96.6	25.1	2,727,987	97.4	24.3	
特別徴収	給与	所得割	7,538,262	102.8		7,662,005	101.6		7,766,956	101.4	
		均等割	204,997	103.8		209,815	102.4		216,654	103.3	
		計	7,743,259	102.8	69.7	7,871,820	101.7	70.6	7,983,610	101.4	71.3
	公的年金	所得割	427,950	95.0		430,666	100.6		449,510	104.4	
		均等割	44,557	100.7		44,876	100.7		46,906	104.5	
		計	472,507	95.5	4.2	475,542	100.6	4.3	496,416	104.4	4.4
合計	所得割	10,758,682	102.0		10,788,791	100.3		10,843,931	100.5		
	均等割	357,744	101.7		360,676	100.8		364,082	100.9		
	計	11,116,426	102.0	100.0	11,149,467	100.3	100.0	11,208,013	100.5	100.0	

※ 退職所得は、特別徴収の給与の所得割に含む。

平成29年度納税義務者数及び調定額の構成



(4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

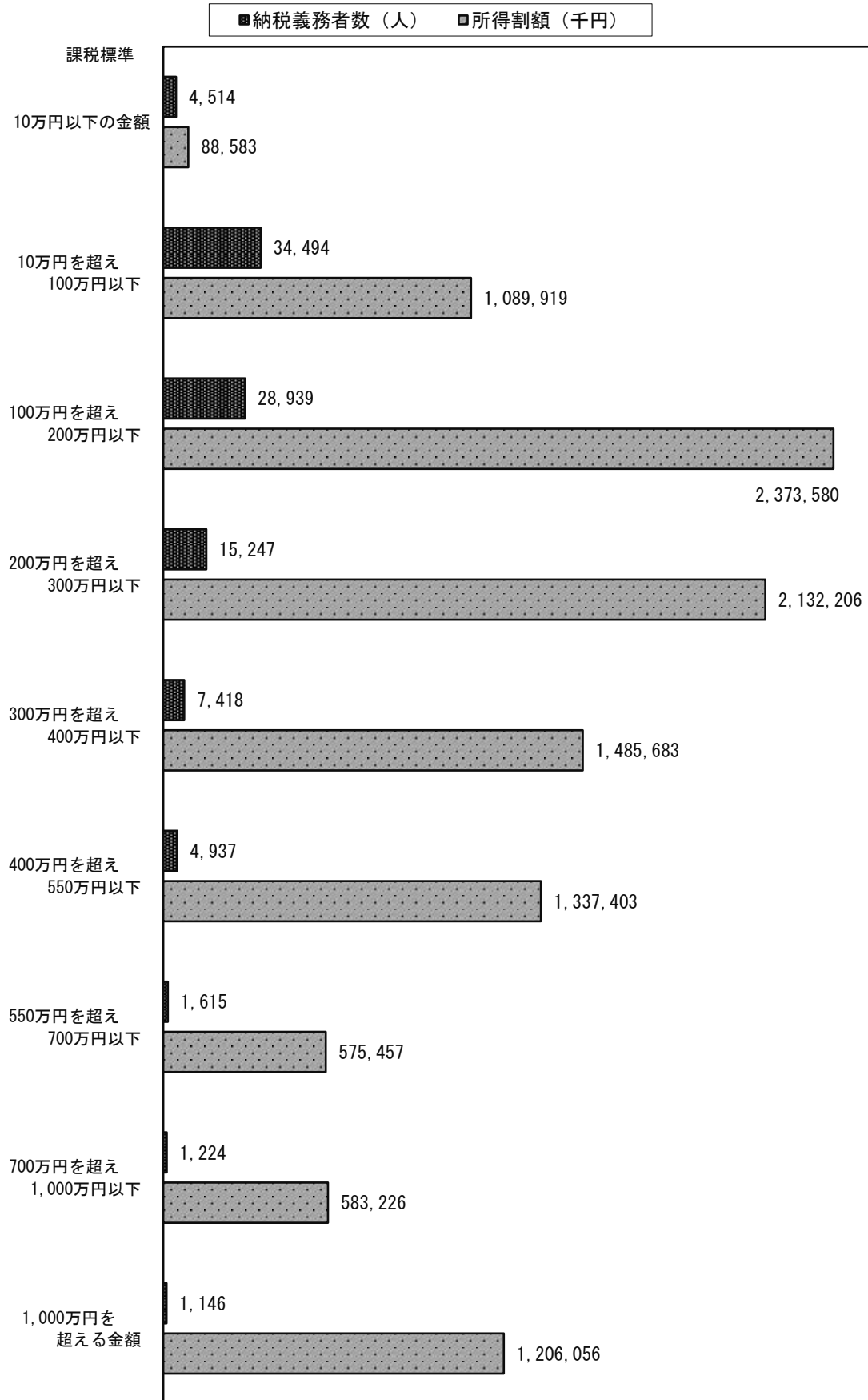
年度 区分		27年度		28年度		29年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収		74,389	103.8	72,539	97.5	73,337	101.1
給与特別徴収		126,188	101.1	125,387	99.4	122,725	97.9
公的年金特別徴収		30,021	96.3	29,369	97.8	29,838	101.6
全体		95,753	102.2	94,808	99.0	94,274	99.4

(5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

所得者区分		給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	家屋敷等のみ	分離譲渡所得者	合計	
28年度		納税義務者数（人）	78,483	5,768	2	18,666	1	—	102,920
		構成比（%）	76.3	5.6	0.0	18.1	0.0	—	100.0
		市民税額（千円）	9,131,785	564,137	25	1,278,307	3	—	10,974,257
		構成比（%）	83.2	5.1	0.0	11.7	0.0	—	100.0
		1人あたりの市民税額（円）	116,354	97,805	12,500	68,483	3,000	—	106,629
	所得割を納める者	納税義務者数（人）	76,041	5,059	1	15,476	—	837	97,414
		所得金額（千円）	238,780,840	14,814,657	2,325	32,513,255	—	4,182,243	290,293,320
		構成比（%）	82.3	5.1	0.0	11.2	—	1.4	100.0
		1人あたりの所得額（円）	3,140,159	2,928,377	2,325,000	2,100,882	—	4,996,706	2,979,996
		29年度		納税義務者数（人）	79,796	5,740	5	18,621	0
構成比（%）	76.6			5.5	0.0	17.9	0.0	—	100.0
市民税額（千円）	9,193,191			559,858	876	1,280,203	0	—	11,034,128
構成比（%）	83.3			5.1	0.0	11.6	0.0	—	100.0
1人あたりの市民税額（円）	115,209			97,536	175,200	68,751	0	—	105,932
所得割を納める者	納税義務者数（人）		77,351	5,065	4	15,481	—	758	98,659
	所得金額（千円）		243,118,771	14,931,926	18,657	32,448,192	—	3,694,644	294,212,190
	構成比（%）		82.6	5.1	0.0	11.0	—	1.3	100.0
	1人あたりの所得額（円）		3,143,059	2,948,060	4,664,250	2,096,001	—	4,874,201	2,982,112
	30年度			納税義務者数（人）	81,064	5,578	4	18,643	0
構成比（%）		77.0		5.3	0.0	17.7	0.0	—	100.0
市民税額（千円）		9,307,203		555,073	409	1,374,724	0	—	11,237,409
構成比（%）		82.8		4.9	0.0	12.3	0.0	—	100.0
1人あたりの市民税額（円）		114,813		99,511	102,250	73,739	0	—	106,729
所得割を納める者		納税義務者数（人）	78,443	4,857	4	15,199	—	1,031	99,534
		所得金額（千円）	247,133,545	14,592,215	11,444	32,275,905	—	4,936,896	298,950,005
		構成比（%）	82.7	4.9	0.0	10.8	—	1.6	100.0
		1人あたりの所得額（円）	3,150,486	3,004,368	2,861,000	2,123,555	—	4,788,454	3,003,496

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表)

平成30年度 課税標準段階別所得割額等の構成



2 法人市民税

(1) 納税者数

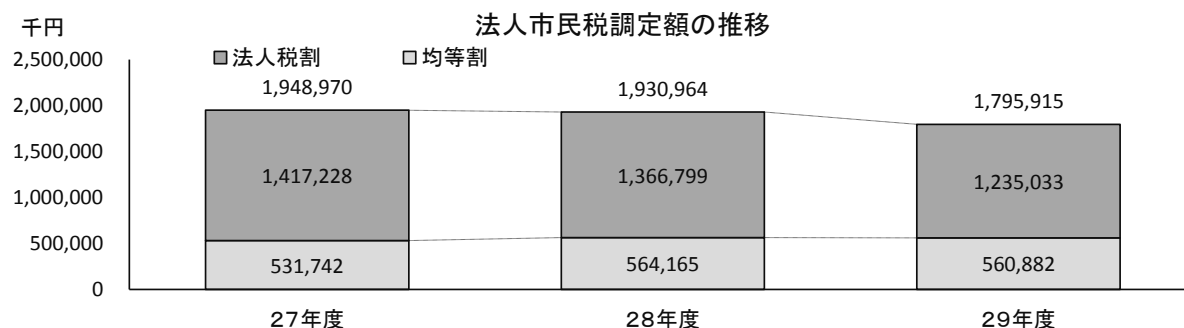
(単位：円、社、%)

資本金等の額	市内の 従業者数	均等割税率 (年額)	27年度		28年度		29年度	
			納税者数	構成比	納税者数	構成比	納税者数	構成比
50億円超	50人超	3,600,000	33	0.8	33	0.8	33	0.7
10億円超 50億円以下		2,100,000	12	0.3	12	0.3	13	0.3
10億円超	50人以下	492,000	186	4.3	197	4.5	211	4.7
1億円超 10億円以下	50人超	480,000	21	0.5	25	0.6	27	0.6
	50人以下	192,000	134	3.1	155	3.5	163	3.7
1千万円超 1億円以下	50人超	180,000	56	1.3	61	1.4	62	1.4
	50人以下	156,000	524	12.3	543	12.4	550	12.3
1千万円以下	50人超	144,000	38	0.9	26	0.6	23	0.5
上記以外の法人		60,000	3,272	76.5	3,318	75.9	3,380	75.8
合計			4,276	100.0	4,370	100.0	4,462	100.0

(2) 調定額

(単位：円、%)

		27年度		28年度		29年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
法人税割	現年度	1,372,202,300	91.8	1,329,376,900	96.9	1,221,206,000	91.9
	過年度	45,025,600	159.3	37,422,300	83.1	13,827,400	36.9
	計	1,417,227,900	93.1	1,366,799,200	96.4	1,235,033,400	90.4
均等割	現年度	522,383,800	99.4	552,743,600	105.8	547,786,300	99.1
	過年度	9,358,200	102.3	11,421,400	122.0	13,095,700	114.7
	計	531,742,000	99.4	564,165,000	106.1	560,882,000	99.4
合計		1,948,969,900	94.7	1,930,964,200	99.1	1,795,915,400	93.0



(3) 業種別調定額

	27年度		28年度		29年度	
	納税者数	調定額	納税者数	調定額	納税者数	調定額
農業、林業	5	347,500	5	871,700	5	347,700
漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
建設業	717	144,571,300	734	155,131,900	770	149,840,400
製造業	495	421,766,900	492	461,255,000	484	420,514,200
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4	170,000	5	285,000	9	797,900
情報通信業	51	7,659,900	56	77,554,700	59	97,052,600
運輸業、郵便業	181	187,196,100	182	209,524,000	187	171,394,800
卸売業、小売業	954	528,439,300	955	437,882,000	949	453,155,900
金融業、保険業	71	191,981,900	66	154,548,800	68	91,780,900
不動産業、物品賃貸業	601	172,135,400	618	149,766,700	637	131,734,800
学術研究、専門・技術 サービス業	119	12,123,200	124	14,615,900	131	15,742,400
宿泊業、 飲食サービス業	194	52,610,100	214	52,366,800	225	53,472,900
生活関連サービス業、 娯楽業	159	68,059,000	164	70,571,900	172	59,653,900
教育、学習支援業	58	8,627,500	62	10,487,300	64	11,088,800
医療、福祉	296	62,253,300	312	54,609,500	314	48,823,300
複合サービス事業	15	7,038,200	15	5,675,700	12	8,202,600
サービス業、その他	356	83,990,300	366	75,817,300	376	82,312,300
合計	4,276	1,948,969,900	4,370	1,930,964,200	4,462	1,795,915,400

※ 総務省の日本標準産業分類の大分類

(4) eLTA Xによる電子申告書提出件数

	27年度	28年度	29年度
電子申告件数	3,144件	3,499件	3,836件
電子申告率	54.6%	58.2%	62.1%

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1	固定資産税	
(1)	納税義務者数	15
(2)	調定額	15
(3)	土地	16
(4)	家屋	17
(5)	償却資産	18
(6)	交付金・納付金	19
2	都市計画税	
(1)	納税義務者数及び調定額	19
3	特別土地保有税	19

V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数

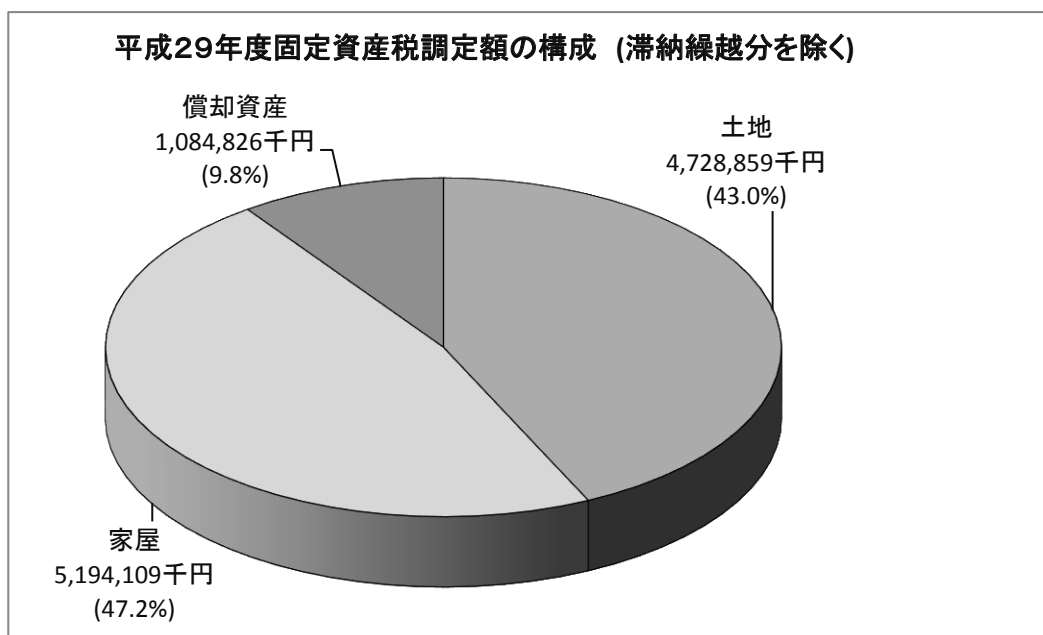
(単位：人、%)

区分	年度	27年度		28年度		29年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		65,094	100.4	65,265	100.3	65,660	100.6
家屋		71,568	100.7	71,780	100.3	71,939	100.2
償却資産		1,169	102.6	1,257	107.5	1,283	102.1

(2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	27年度		28年度		29年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		4,739,218	99.5	4,737,081	100.0	4,728,859	99.8
家屋		4,913,573	98.6	5,101,266	103.8	5,194,109	101.8
小計		9,652,791	99.1	9,838,347	101.9	9,922,968	100.9
償却資産		1,026,047	99.5	1,080,156	105.3	1,084,826	100.4
合計		10,678,838	99.1	10,918,503	102.2	11,007,794	100.8



(3) 土地

① 平成30年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,670	984,182	6.8	291	160,645	135,218	114,544	137	225
	介在田・市街化区域田	307	109,389	0.8	2	221	3,760,350	3,759,936	34,376	86,250
畑	一般畑	735	354,167	2.4	103	55,504	28,153	24,364	79	277
	介在畑・市街化区域畑	418	102,422	0.7	6	951	3,815,131	3,812,520	37,249	91,253
宅地		104,169	12,242,745	84.7	872	13,863	946,135,289	945,420,461	77,281	274,200
池沼		1	3	0.0	0	0			0	18
山林		322	108,273	0.7	38	13,221	990,288	989,188	8,632	66,000
原野		31	5,024	0.0	5	990	37	28	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地(単体)	581	229,596	1.6	0	0	7,752,829	7,752,829	33,767	37,206
	鉄軌道用地(複合)	129	20,547	0.1	0	0	1,162,814	1,162,814	56,593	214,400
	その他の雑種地	958	302,412	2.1	22	1,457	9,745,449	9,743,004	32,226	119,000
合計		109,321	14,458,760	99.9	1,339	246,852	973,525,558	972,779,688	67,331	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目		年度	28年度	29年度	30年度
田	課税標準額		1,911,102	1,720,313	1,468,099
	地積		1,016,614	949,879	932,705
畑	課税標準額		1,491,916	1,408,172	1,344,364
	地積		425,944	408,253	400,134
宅地	課税標準額		325,186,755	324,535,757	322,379,997
	地積		12,200,409	12,208,460	12,228,882
池沼	課税標準額		1	1	0
	地積		61	61	3
山林	課税標準額		942,214	944,568	673,011
	地積		105,672	105,335	95,052
原野	課税標準額		27	27	28
	地積		3,929	3,872	4,034
雑種地	鉄軌道用地	課税標準額	6,186,988	6,180,867	6,174,813
		地積	251,082	250,846	250,143
	その他の雑種地	課税標準額	5,097,272	6,480,785	6,694,717
		地積	226,735	284,320	300,955
合計		課税標準額	340,816,275	341,270,490	338,735,029
		地積	14,230,446	14,211,026	14,211,908

(概要調書による)

(4) 家屋

① 平成30年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	平均価格 (円/㎡)	評価額 (千円)	床面積 (㎡)	
木造	専 用 住 宅	105,008,589	52,115	4,344,620	24,170	121,400	57,086	
	共同住宅・寄宿舎	4,801,173	1,225	261,731	18,344	222	73	
	併 用 住 宅	2,832,535	2,894	234,575	12,075	4,061	1,464	
	工 場 ・ 倉 庫	193,452	521	35,004	5,527	4,509	2,448	
	そ の 他	785,998	2,030	69,622	11,290	9,950	7,036	
	計	113,621,747	58,785	4,945,552	22,975	140,142	68,107	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	6,357,614	13	88,986	71,445	0	0
		鉄筋造	6,080,551	133	134,633	45,164	0	0
		鉄骨造	31,458,587	920	644,800	48,788	0	0
		軽量鉄骨造	333,246	131	17,075	19,517	46	10
		ブロック造	2,505	6	163	15,368	0	0
		計	44,232,503	1,203	885,657	49,943	46	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,302,224	67	571,695	58,252	0	0
		鉄筋造	77,929,532	1,699	1,421,460	54,824	541	93
		鉄骨造	35,344,553	4,033	907,135	38,963	41	13
		軽量鉄骨造	16,441,373	3,254	508,279	32,347	399	256
		ブロック造	103,034	240	9,482	10,866	1,394	348
		計	163,120,716	9,293	3,418,051	47,723	2,375	710
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	464,368	4	5,255	88,367	0	0
		鉄筋造	2,758,246	32	49,243	56,013	0	0
		鉄骨造	2,593,550	47	33,061	78,447	0	0
		軽量鉄骨造	122,834	6	1,949	63,024	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	5,938,998	89	89,508	66,352	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	116,428	4	7,712	15,097	0	0
		鉄筋造	1,421,096	73	48,738	29,158	0	0
		鉄骨造	19,929,475	1,071	802,934	24,821	0	0
		軽量鉄骨造	540,197	329	75,314	7,173	864	214
		ブロック造	56,125	129	6,190	9,067	822	180
		計	22,063,321	1,606	940,888	23,449	1,686	394
	その他	鉄骨鉄筋造	1,583,870	4	19,911	79,547	0	0
		鉄筋造	17,123,491	10,968	448,393	38,189	14	0
		鉄骨造	9,270,269	107	190,636	48,628	0	0
軽量鉄骨造		80,617	79	6,490	12,422	0	0	
ブロック造		20,361	86	1,887	10,790	220	64	
計		28,078,608	11,244	667,317	42,077	234	64	
合計	鉄骨鉄筋造	41,824,504	92	693,559	60,304	0	0	
	鉄筋造	105,312,916	12,905	2,102,467	50,090	555	93	
	鉄骨造	98,596,434	6,178	2,578,566	38,237	41	13	
	軽量鉄骨造	17,518,267	3,799	609,107	28,761	1,309	480	
	ブロック造	182,025	461	17,722	10,271	2,436	592	
	計	263,434,146	23,435	6,001,421	43,895	4,341	1,178	

(概要調書による)

② 平成30年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	56,647	4,390,167	549	23,078	236,166	301
	併 用 住 宅	579	45,137	5	1,645	20,416	21
	共同住宅・寄宿舍	6,236	489,071	19	7,588	62,489	36
	工 場 ・ 倉 庫	0	0	0	631	2,691	10
	そ の 他	1,922	120,926	12	567	1,817	18
	小 計	65,384	5,045,301	585	33,509	323,579	386
非 木 造	事務所・店舗・銀行	2,797	231,381	12	18,868	670,935	27
	住宅・アパート	19,045	1,712,246	54	9,313	255,585	47
	工場・倉庫・市場	6,774	685,200	13	18,417	460,455	53
	そ の 他	1,168	102,561	6	786	12,893	16
	小 計	29,784	2,731,388	85	47,384	1,399,868	143
合 計		95,168	7,776,689	670	80,893	1,723,447	529

(概要調書による)

(5) 償却資産

① 平成30年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				特例該当分(ア)	(ア) 以外
市長が 価格等 を決定 したもの	構 築 物	14,802,923	14,785,834	42,313	14,743,521
	機 械 及 び 装 置	18,936,402	18,702,604	256,887	18,445,717
	船 舶	3,011	3,011	0	3,011
	車 両 及 び 運 搬 具	389,983	387,839	2144	385,695
	工 具 器 具 及 び 備 品	13,036,076	13,035,245	3,150	13,032,095
	小 計	47,168,395	46,914,533	304,494	46,610,039
法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの		28,570,682	27,745,989		
合 計		75,739,077	74,660,522		

(概要調書による)

② e L T A Xによる電子申告受付数

	27年度	28年度	29年度
電子申告件数	826件	1,057件	1,198件
電子申告率	19.1%	22.8%	25.6%

(6) 交付金・納付金

年度別交付（納付）額

(単位：千円、%)

区分	27年度		28年度		29年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
交付金	286,998	100.1	286,594	99.9	288,077	100.5
納付金	—	—	—	—	—	—
合計	286,998	100.1	286,594	99.9	288,077	100.5

2 都市計画税

(1) 納税義務者数及び調定額

区分	27年度	28年度	29年度
納税義務者数(人)	78,575	78,740	78,709
前年度比(%)	100.6	100.2	100.0
調定額(千円)	2,438,316	2,461,964	2,493,508
前年度比(%)	99.0	101.0	101.3

3 特別土地保有税

平成15年度以降、課税停止。

ねや丸くん



- 性格…たくましく、正義感が強い
- 特技…独楽(こま)
- 好きなこと…和歌を詠む
- 自慢…やさしいまな差しでみんなを安心させる

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

- 1 軽自動車税
 - (1) 車種別課税台数及び調定額・・・・・・・・・・ 21
- 2 市たばこ税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22
- 3 入湯税
 - (1) 調定額等・・・・・・・・・・ 22

VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

1 軽自動車税

(1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区 分		27 年 度			28 年 度			29 年 度			
		台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	20,412	20,412	96.8	19,588	39,174	191.9	18,872	37,739	96.3	
	90cc以下	884	1,061	95.1	812	1,623	153.0	767	1,534	94.5	
	125cc以下	5,459	8,734	104.0	5,749	13,798	158.0	6,009	14,422	104.5	
	ミニカー	91	228	103.6	94	348	152.6	106	392	112.6	
	小 計	26,846	30,435	98.7	26,243	54,943	180.5	25,754	54,087	98.4	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	3,283	7,879	98.4	3,170	11,412	144.8	3,186	11,469	100.5	
	三輪のもの	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	
	四輪のもの	乗用									
		営業用	12	66	85.7	11	61	92.4	10	58	95.1
	貨物	自家用	19,715	141,948	104.7	20,346	166,016	117.0	20,650	176,435	106.3
		営業用	524	1,572	106.1	559	1,797	114.3	608	2,019	112.4
	自家用	6,597	26,388	98.4	6,485	29,555	112.0	6,363	29,640	100.3	
	農 耕 用	34	54	112.5	37	89	164.8	40	96	107.9	
	特殊作業用	91	428	93.9	89	525	122.7	86	507	96.6	
小 計	30,256	178,335	103.4	30,697	209,455	117.5	30,943	220,224	105.1		
二輪の小型自動車		2,525	10,100	102.2	2,579	15,474	153.2	2,626	15,756	101.8	
合 計		59,627	218,870	102.7	59,519	279,872	127.9	59,323	290,067	103.6	

2 市たばこ税

(1) 調定額等

年度 区分	27年度	28年度	29年度
消費本数 (千本)	旧3級品 16,824	旧3級品 15,964	旧3級品 12,990
	旧3級品以外 310,668	旧3級品以外 297,984	旧3級品以外 279,237
税率	旧3級品 1,000本につき2,495円	旧3級品 1,000本につき2,925円	旧3級品 1,000本につき3,355円
	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円	旧3級品以外 1,000本につき5,262円
調定額 (千円)	1,676,711	1,613,972	1,512,337
前年度比 (%)	99.0	96.3	93.7

※ 調定額には手持品課税による調定額も含む

3 入湯税

(1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	27年度	28年度	29年度
特別徴収義務者数	1	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者 0	0	0
	宿泊しない者 63,275	296,743	274,930
調定額	4,745,625	22,255,725	20,619,750

※ 入湯税の税率(1人1日)は、宿泊する者150円、宿泊しない者75円

Ⅶ 地方譲与税及び府交付金等

1	地方譲与税	23
2	府交付金	23
3	府民税徴収委託金	24

VII 地方譲与税及び府交付金等

1 地方譲与税

(1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
6月期分	31,654,000	27,968,000	27,809,000
11月期分	31,972,000	40,867,000	40,116,000
3月期分	37,227,000	27,778,000	28,289,000
計	100,853,000	96,613,000	96,214,000

(2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
6月期分	65,061,000	64,020,000	68,840,000
11月期分	96,837,000	95,313,000	97,318,000
3月期分	69,269,000	74,812,000	69,673,000
計	231,167,000	234,145,000	235,831,000

(3) 地方道路譲与税

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
6月期分	1	0	0
11月期分	2	0	0
3月期分	2	0	0
計	5	0	0

2 府交付金

(1) 利子割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
8月期分	47,019,000	12,939,000	26,825,000
12月期分	27,763,000	11,431,000	27,159,000
3月期分	21,718,000	16,856,000	19,080,000
計	96,500,000	41,226,000	73,064,000

(2) 配当割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
8月期分	48,676,000	44,841,000	47,156,000
12月期分	8,149,000	7,770,000	8,963,000
3月期分	169,619,000	97,676,000	150,944,000
計	226,444,000	150,287,000	207,063,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
3月期分	248,375,000	88,526,000	209,469,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
6月期分	784,803,000	971,442,000	951,800,000
9月期分	1,738,200,000	1,250,325,000	1,299,195,000
12月期分	773,198,000	728,129,000	703,998,000
3月期分	1,053,989,000	977,472,000	1,012,727,000
計	4,350,190,000	3,927,368,000	3,967,720,000

※ 社会保障財源交付金を含む。

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
8月期分	38,839,000	38,699,000	54,399,000
12月期分	38,919,000	43,651,000	53,475,000
3月期分	42,914,000	49,469,000	61,238,000
計	120,672,000	131,819,000	169,112,000

3 府民税徴収委託金

(1) 府民税徴収委託金

(単位：円)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度
8月期分	89,051,089	90,473,234	87,587,234
11月期分	86,634,189	85,502,651	85,241,659
2月期分	81,023,991	81,875,320	81,555,840
5月期分	79,437,722	80,303,630	81,595,959
計	336,146,991	338,154,835	335,980,692

VIII 徴収

1	徴収率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	収納種別実施状況	
(1)	取扱件数及び金額・・・・・・・・	26
(2)	税目内訳件数及び金額・・・・・・・・	26
3	口座振替利用者数の状況・・・・・・・・	27
4	督促状発送状況・・・・・・・・	27
5	不納欠損額・・・・・・・・	27
6	歳出還付金の状況・・・・・・・・	28

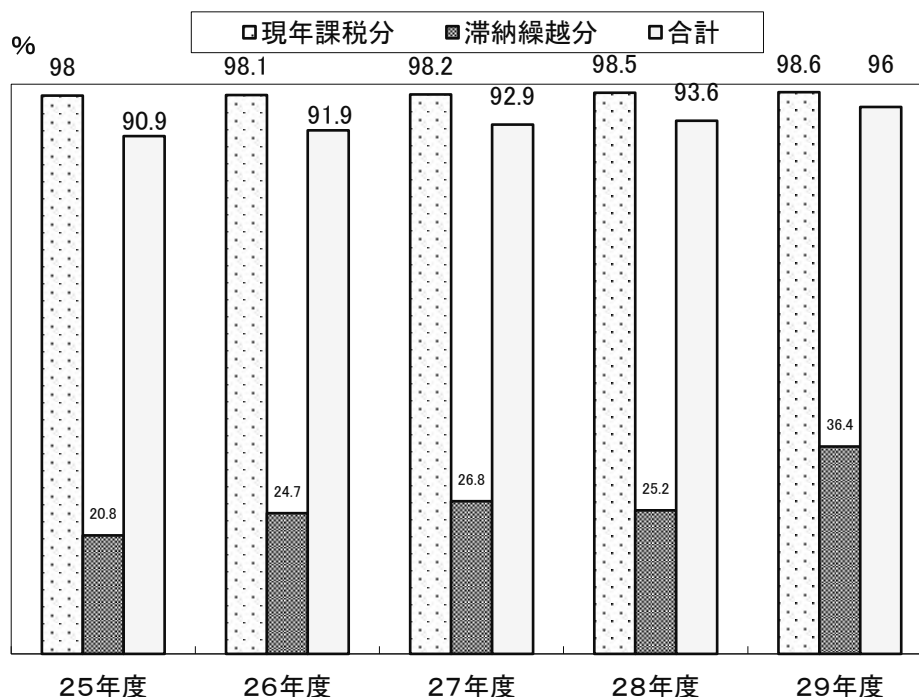
VIII 徴収

1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
個人市民税	現年課税分	97.6	97.5	97.8	98.0	98.2
	滞納繰越分	31.1	35.1	39.9	43.9	51.8
法人市民税	現年課税分	99.5	99.5	99.5	99.6	99.8
	滞納繰越分	15.1	22.0	28.5	12.7	18.4
固定資産税	現年課税分	97.9	98.1	98.2	98.5	98.7
	滞納繰越分	19.1	24.5	26.3	23.3	28.5
軽自動車税	現年課税分	93.9	95.0	94.6	94.5	95.0
	滞納繰越分	12.8	14.5	24.0	17.5	19.5
市たばこ税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.7	97.9	98.1	98.5	98.6
	滞納繰越分	20.0	24.5	26.3	23.3	28.5
市税合計	現年課税分	98.0	98.1	98.2	98.5	98.6
	滞納繰越分	20.8	24.7	26.8	25.2	36.4
	合計	90.9	91.9	92.9	93.6	96.0

徴収率の推移



2 収納種別実施状況

(1)取扱件数及び金額

(単位:件、円)

種別	年度	27年度		28年度		29年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
金融機関窓口等		206,978	8,057,108,450	195,170	7,857,847,319	184,808	7,613,910,135
口座振替		39,268	3,072,197,009	39,773	3,225,202,662	40,043	3,288,974,128
コンビニ		110,659	2,680,930,311	111,122	2,787,921,901	117,475	2,942,183,525
ペイジー		49,506	2,195,019,001	50,461	2,320,399,091	49,407	2,380,559,169
その他		26,350	348,158,735	25,042	348,596,249	24,824	353,136,662
合計		432,761	16,353,413,506	421,568	16,539,967,222	416,557	16,578,763,619

※ 対象税目は市府民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税で、内訳は下記のとおりです。

(2)税目内訳件数及び金額

(単位:件、円)

税目・種別	年度	27年度		28年度		29年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
市府民税(普通徴収)	金融機関窓口等	59,482	538,501,322	54,545	387,390,364	50,479	328,005,917
	口座振替	7,302	619,359,609	7,125	630,481,062	6,891	606,486,128
	コンビニ	30,417	930,211,350	30,856	952,167,589	31,432	970,932,554
	ペイジー	13,185	740,232,333	13,021	765,409,113	12,400	767,582,069
	計	110,386	2,828,304,614	105,547	2,735,448,128	101,202	2,673,006,668
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口等	128,246	7,451,813,673	122,178	7,387,127,567	117,075	7,208,947,508
	口座振替	29,759	2,445,015,100	30,451	2,584,783,300	30,968	2,672,172,700
	コンビニ	51,350	1,647,705,283	52,573	1,708,229,192	55,692	1,826,389,171
	ペイジー	28,054	1,423,472,488	28,747	1,513,584,038	28,655	1,571,365,680
	計	237,409	12,968,006,544	233,949	13,193,724,097	232,390	13,278,875,059
軽自動車税	金融機関窓口等	19,250	66,793,455	18,447	83,329,388	17,254	76,956,710
	口座振替	2,207	7,822,300	2,197	9,938,300	2,184	10,315,300
	コンビニ	28,892	103,013,678	27,693	127,525,120	30,351	144,861,800
	ペイジー	8,267	31,314,180	8,693	41,405,940	8,352	41,611,420
	計	58,616	208,943,613	57,030	262,198,748	58,141	273,745,230
その他		26,350	348,158,735	25,042	348,596,249	24,824	353,136,662
合計		432,761	16,353,413,506	421,568	16,539,967,222	416,557	16,578,763,619

3 口座振替利用者数の状況

(単位:人、%)

区分 種別	27年度			28年度			29年度		
	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率	義務者数	利用者数	利用率
個人市民税 (普通徴収)	38,993	7,302	18.7	38,629	7,125	18.4	37,198	6,891	18.5
固定資産税 都市計画税	79,346	29,759	37.5	79,568	30,451	38.3	79,730	30,968	38.8
軽自動車税	46,308	2,207	4.8	46,048	2,197	4.8	45,729	2,184	4.8
合計	164,647	39,268	23.8	164,245	39,773	24.2	162,657	40,043	24.6

4 督促状発送状況

(単位:件、%)

区分 種別	27年度		28年度		29年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
個人市民税 (普通徴収)	26,937	36.4%	25,413	35.4%	26,570	33.0%
個人市民税 (特別徴収)	5,003	6.7%	5,136	7.1%	6,699	8.3%
法人市民税	220	0.3%	204	0.3%	277	0.4%
市民税計	32,160	43.4%	30,753	42.8%	33,546	41.7%
固定資産税 都市計画税	32,656	44.1%	32,154	44.8%	37,394	46.4%
軽自動車税	9,243	12.5%	8,915	12.4%	9,581	11.9%
合計	74,059	100.0%	71,822	100.0%	80,521	100.0%

5 不納欠損額

(単位:件、円)

区分 種別	27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市民税	3,547	84,424,359	1,945	79,227,074	1,441	63,546,760
法人市民税	84	8,468,411	99	12,459,792	83	6,222,300
固定資産税 都市計画税	1,163	63,889,721	1,158	302,202,435	642	33,255,825
軽自動車税	2,305	6,234,390	3,289	7,247,586	3,011	6,393,620
特別土地保有税	-	-	2	294,139,500	-	-
合計	7,099	163,016,881	6,493	695,276,387	5,177	109,418,505

6 歳出還付金の状況

(単位:件、円)

種別	27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人市・府民税	1,560	52,515,275	918	29,204,580	887	26,865,250
法人市民税	254	110,859,320	208	82,717,900	257	113,941,700
固定資産税 都市計画税	575	31,178,521	562	62,118,493	269	10,654,460
軽自動車税	32	89,320	36	87,800	57	232,520
合計	2,421	194,642,436	1,724	174,128,773	1,470	151,693,930

IX その他

1	徴税費の状況	29
2	税務機構及び事務分掌	30
3	税務職員の年齢及び経験年数等	31
4	税務職員の手当	31
5	固定資産評価審査委員会委員	32
6	固定資産評価審査委員会 審査申出件数	32
7	税務証明	
(1)	税務に関する各種証明書	33
(2)	証明手数料収入額（税務室分）	34

IX その他

1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		27年度			28年度			29年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市税 (1)	28,480,242	100.0		28,730,202	100.9		28,667,992	99.8		
	個人府民税 (2)	7,360,667	102.2		7,412,883	100.7		7,461,770	100.7		
	計 (3)	35,840,909	100.4		36,143,085	100.8		36,129,762	100.0		
徴税費	人件費	基本給	213,362	99.2	41.4	193,238	90.6	40.9	189,098	97.9	40.3
		諸手当	146,467	97.3	28.4	132,990	90.8	28.2	131,395	98.8	28.0
		時間外勤務手当	11,064	80.7	2.1	8,490	76.7	1.8	8,510	100.2	1.8
		税務特別手当	407	97.6	0.1	302	74.2	0.1	168	55.6	0.0
		その他の手当	134,996	99.0	26.2	124,198	92.0	26.3	122,717	98.8	26.2
		その他 (共済費等)	74,710	101.9	14.5	68,308	91.4	14.5	70,090	102.6	15.0
	計	434,539	99.0	84.3	394,536	90.8	83.6	390,583	99.0	83.3	
	需用費	旅費	172	111.0	0.0	126	73.3	0.0	97	77.0	0.0
		賃金	8,968	130.0	1.7	8,035	89.6	1.7	8,054	100.2	1.7
		その他	71,832	89.3	14.0	69,425	96.6	14.7	70,229	101.2	15.0
	計	80,972	92.5	15.7	77,586	95.8	16.4	78,380	101.0	16.7	
	合計 (4)		515,511	97.9	100.0	472,122	91.6	100.0	468,963	99.3	100.0
	府民税徴収取扱費 (5)		314,976	100.1		318,179	101.0		320,194	100.6	
(4) - (5) = (6)		200,535	94.7	153,943		76.8	148,769		96.6		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.4%			1.3%			1.3%			
	(6) / (1)	0.7%			0.5%			0.5%			
税務職員数		59人			56人			55人			

2 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

平成30年3月31日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主査～職員	計
市民税課	—	1	—	3	1	15	20
固定資産税課	—	1	—	3	1	13	18
納税課	1	—	1	1	—	14	17
計	1	2	1	7	2	42	55

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む。

(2) 税務室の事務分掌

市民税課

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税の総括に関すること。
- (4) 市民税及び府民税の賦課及び調査に関すること。
- (5) 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。
- (6) 市たばこ税の賦課及び調査に関すること。
- (7) 入湯税の賦課及び調査に関すること。
- (8) 市税及び府民税（以下「市税等」という。）に関する証明書（他の所管に属するものを除く。）の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 室内の調整に関すること。

固定資産税課

- (1) 固定資産税（都市計画税を含む。第4号において同じ。）の賦課に関すること。
- (2) 固定資産の調査に関すること。
- (3) 固定資産の評価に関すること。
- (4) 固定資産税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (6) 特別土地保有税の賦課及び調査に関すること。

納税課

- (1) 市税等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること。
- (3) 市税等の口座振替に関すること。
- (4) 納税証明書の作成及び交付に関すること。
- (5) 市税等の督促及び滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。

3 税務職員の年齢及び経験年数等

(1) 年齢別職員数

平成30年3月31日現在

年 齢 担当名	25歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	計	平均年齢
	未満	～ 29歳	～ 34歳	～ 39歳	～ 44歳	～ 49歳	以上		
市 民 税 課	0	3	4	7	0	3	3	20	38歳10月
固定資産税課	0	0	2	1	0	4	11	18	51歳3月
納 税 課	0	2	4	0	0	2	9	17	47歳3月
計	0	5	10	8	0	9	23	55	45歳6月

(2) 税務経験年数別職員数

平成30年3月31日現在

年 数 担当名	0年	2年	4年	6年	8年	10年	15年	計	平均経験 年数
	～ 1年	～ 3年	～ 5年	～ 7年	～ 9年	～ 14年	以上		
市 民 税 課	6	5	2	3	2	2	0	20	4年3月
固定資産税課	1	3	5	2	1	5	1	18	7年0月
納 税 課	3	6	4	1	2	1	0	17	3年11月
計	10	14	11	6	5	8	1	55	5年1月

4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

5 固定資産評価審査委員会委員

役職	氏名	就任日	任期満了日
委員長	倉内 喜由	平成20年11月1日 (4期目)	平成32年10月31日
委員長職務代理	上原 武彦	平成23年7月10日 (3期目)	平成32年7月9日
委員	山本 實	平成25年10月1日 (2期目)	平成31年9月30日

6 固定資産評価審査委員会 審査申出件数

区 分		年 度		
		27年度	28年度	29年度
審査申出件数		2	0	0
審査決定件数	認容(一部認容含)	1	0	0
	棄却	1	0	0
	却下	0	0	0
	取下げ件数	0	0	0

7 税務証明

(1) 税務に関する各種証明書

平成30年3月31日現在

	種別	使用目的	内容	備考
市民税課	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産課税	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税課	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書発行窓口、各シティ・ステーション及び堀溝サービス窓口では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額 (税務室分)

	28年度		29年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税課	4,888	1,466,400	4,567	1,370,100	93.4	93.4	
課税、所得、非課税 法人所在地	4,888	1,466,400	4,567	1,370,100	93.4	93.4	1件 300円
固定資産税課	2,323	1,634,150	2,430	1,574,850	104.6	96.4	
各種台帳閲覧	508	152,400	609	182,700	119.9	119.9	1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
評価証明	931	347,050	987	363,750	106.0	104.8	
公課証明	15	5,000	59	20,900	393.3	418.0	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	869	1,129,700	775	1,007,500	89.2	89.2	
納税課	797	239,100	1,181	354,300	148.2	148.2	
個人市民税納税証明	205	61,500	193	57,900	94.1	94.1	1件 300円
法人市民税納税証明	215	64,500	611	183,300	284.2	284.2	
固定資産税納税証明	304	91,200	309	92,700	101.6	101.6	
軽自動車税納税証明	6	1,800	8	2,400	133.3	133.3	
完納証明書	67	20,100	60	18,000	89.6	89.6	
合計	8,008	3,339,650	8,178	3,299,250	102.1	98.8	

税率の変遷

市民税の税歴	35
諸税の税歴	55
主な税制改正（平成 29 年度適用）	67

※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/20)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24			個人	均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 其他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用地貸賃借価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所の家屋賃借価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭				所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15 シャープ使節団 日本税制報告書 発表(シャープ勧告)		
25	25. 8. 1	25. 6. 10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6. 10	〃	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4. 30	〃	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される。
30	30. 1. 1	30. 3. 31	〃	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3. 31	〃	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3. 31	〃	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3. 31	〃	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

市民税の税歴(2/20)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度			
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.		
所 得 控 除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左			
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左			
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左			
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左			
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左			
市 民 税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左			
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % (配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左			
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左			
	配 当	市民税の所得割から配当所得の 4% 府民税の所得割から配当所得の 1.6%		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2%		同 左		同 左			
	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。	課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左			
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準拠税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円			

市民税の税歴(3/20)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額(限度額は 22,500 円)		同 左		障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000 円 特別障害 80,000 円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000 円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		社会保険料	
	基礎控除	100,000円		同 左		1年間の支払い金額の全額	
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割	
	所得割	15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		所得割	
						15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %	
						均等割	
						100 円	
						均等割	
						100 円	
						均等割	
						100 円	
						均等割	
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のい ずれかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		配当控除	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2 で控除する。	
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	

市民税の税歴(4/20)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額 (限度 100万円)		同 左	
基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

市民税の税歴(5/20)

		昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度			
賦課期日・申告期限		48.1.1.	48.3.15.	49.1.1.	49.3.15.	50.1.1.	50.3.15.	51.1.1.	51.3.15.		
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左		
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左		
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左		
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左		
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度100万円)		同	左	同	左	総所得金額の5%(5万円超のときは 5万円)超過額(限度200万円)			
市民税	基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左		
	均等割	400円		同	左	同	左	1,200円			
	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同	左	同	左	同	左
	均等割	100円		同	左	同	左	300円			
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左		
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左		
	摘要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同	左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同	左		

市民税の税歴(6/20)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 府民税の所得割から配当所得の 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		市民税の所得割から配当所得の 府民税の所得割から配当所得の 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		市民税の所得割から配当所得の 府民税の所得割から配当所得の 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘 要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%	

市民税の税歴(7/20)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同 左		配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000 円 特別障害 230,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000 円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500 円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000 円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	220,000 円		同 左		同 左		260,000 円	
市民税	均等割	1,500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	30 万円以下の金額 2 % 30 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 130 万円 " 7 % 230 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		同 左	
	均等割	500 円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左		同 左	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000万円超の部分は市 4 % 府 2 %) ○その他 市 4 % 府 2 % (4,000万円超の部分は1/2 を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4 % 府 2 % (4,000円超の部分は市 5 % 府 2.5 %) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4 % 府 1.6 % (4,000円超の部分は市 4 % 府 2 %) ○その他 市 8 % 府 4 % (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8 % 府 4 %		同 左	

市民税の税歴(8/20)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同 左		
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 240,000 円 特別障害 260,000 円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学 生に該当する場合、それぞれ240,000 円		同 左		同 左		
	生命保険料	15,000円以下 全 額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500 円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左		
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のとき は 5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
	基礎控除	260,000 円		同 左		同 左		
市 民 税	均等割	2,000 円		同 左		同 左		
	所得割	20 万円以下の金額 2.5 % 20 万円を超える金額 3 % 45 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 95 万円 " 6 % 120 万円 " 7 % 220 万円 " 8 % 370 万円 " 9 % 570 万円 " 10 % 950 万円 " 11 % 1,900 万円 " 12 % 2,900 万円 " 13 % 4,900 万円 " 14 %		同 左		同 左		
	府 民 税	均等割	700 円		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 %		同 左		同 左		
	税 額 控 除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超え る部分は上記率の1/2 で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2 を 総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%				

市民税の税歴(9/20)

		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
賦課期日・申告期限		63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円		同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし		同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33				300,000-{(A-350,000)×30/35}	
	B 給与所得以外	合計所得金額は 800万円以下が対象				合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が高齢者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 高齢者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左	
雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		
医療費	総所得金額の 5% (10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		
市民税	基礎控除	280,000円		同 左		300,000円	
	均等割	2,000円		同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%		120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府民税	均等割	700円		同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%		500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち給与控除後を超える金額)				

市民税の税歴(10/20)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同 左		同 左		同 左 (老人・特定扶養控除 390,000円)	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上100,000円未満 300,000円 100,000円以上300,000円 (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上450,000円未満 300,000円 450,000円以上300,000円 (A - 50,000)		同 左		同 左		同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象							
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同 左		同 左		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同 左		同 左		同 左	
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左 (日本赤十字社も対象)		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左		同 左		同 左	
基礎控除	310,000円		同 左		同 左		同 左		
均等割	2,000円		同 左		同 左		同 左		
市民税	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 // 11%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	700円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか、多い方 株式等 市4% 府2%		同 左	○優良住宅地等の 造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		○特定市街化区域 農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		○その他 市6% 府3% □平成6年度限り所得割の 20%(20万円限度)を減 税	

市民税の税歴(11/20)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度		
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.	
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 330,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 330,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)	330,000円 300,000円 300,000円 - (A - 50,000) 330,000円 300,000円 300,000円 - (A - 50,000)	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000万円以下が対象				
	障害者・高齢者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 高齢者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
基礎控除	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左		
市民 税	均等割	2,000円	2,500円	同 左	同 左	同 左	同 左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 // 11%	同 左	同 左	同 左	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 // 12%	同 左	
	均等割	700円	1,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	同 左	同 左	同 左	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	同 左	
	税額 控 除	配当控除 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3% 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3% □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	同 左	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%	同 左	同 左	

市民税の税歴(12/20)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満	330,000円 330,000円 30,000円	同 左	
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同 左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同 左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同 左	
基礎控除	330,000円		同 左		
均等割	2,500円		同 左		
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 11%		200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 〃 10%	
府民税	均等割	1,000円		同 左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税			○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止 □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税	

市民税の税歴(13/20)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上330,000円(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A-380,000) A配偶者の合計 所得金額	330,000円 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		同左
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円		同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
	基礎控除	330,000円			同左		同左
市民 税	均等割	2,500円			同左		同左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
府 民 税	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税 額 控 除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の 1/2で控除する。			同左		同左
	摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円

市民税の税歴(14/20)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	同左	同左	同左	同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)	330,000円 330,000円 30,000円	同左	同左	○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	同左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上 760,000円未満	30,000円				
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円	同左	同左	同左	同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左	同左	同左	同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左	同左	同左	同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左	同左	同左	同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	同左	同左	同左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同左	同左	同左	同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左	同左	同左	同左
基礎控除	330,000円		同左	同左	同左	同左	
市民 税	均等割	2,500円		3,000円		同左	同左
	所得割	200万円以下の金額 200万円超 700万円以下 700万円を超える金額	3% 8% 10%	同左	同左	同左	同左
	均等割	1,000円		同左		同左	同左
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%	同左	同左	同左	同左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	同左	同左	同左
税 額 控 除	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		同左	同左	同左	同左	同左
摘 要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円		同左	同左
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (200万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左	同左	同左	
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれが多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		同左	同左	同左	同左

市民税の税歴(15/20)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害者・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害者 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税 1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税 0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税 0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) □定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止	所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) □定率控除 廃止 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			

市民税の税歴(16/20)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左
	障害者(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		(税額控除に改組)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
	基礎控除	330,000円		同	左	同	左
税率	市民税均等割	3,000円					
	市民税所得割	6%(一律)		同	左	同	左
	府民税均等割	1,000円					
	府民税所得割	4%(一律)					
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額		同	左	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額	
	寄附金税額控除			・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置						
	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	同	左	

市民税の税歴(17/20)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円		同左
	A…配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満	30,000円		
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)			同左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額25,000円)			同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)			同左
	基礎控除		330,000円		同左
税率	市民税均等割		3,000円		
	市民税所得割		6%(一律)		同左
	府民税均等割		1,000円		
	府民税所得割		4%(一律)		
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の 少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を 差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額 のうち所得税において控除しきれなかった額、又は 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を 乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円) のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額			同左
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(※)加算32万円 (※)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同左	○0歳～15歳の扶養控除の廃止

市民税の税歴(18/20)

		平成25年度		平成26年度	
賦課期日・申告期限		H25. 1. 1.	H25. 3. 15.	H26. 1. 1.	H26. 3. 17.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳~22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,000円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,000円 府民税所得割 4%(一律)		3,500円 同 1,500円 同	左 左 左 左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分には上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

市民税の税歴(19/20)

		平成27年度		平成28年度	
賦課期日・申告期限		H27. 1. 1.	H27. 3. 16.	H28. 1. 1.	H28. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額 1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上 760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同	左
税率	基礎控除	330,000円		同	左
	市民税均等割	3,500円		同	左
	市民税所得割	6%(一律)		同	左
	府民税均等割	1,500円		1,800円	
税額控除	府民税所得割	4%(一律)		同	左
	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同	左

市民税の税歴(20/20)

		平成29年度		平成30年度	
賦課期日・申告期限		H29. 1. 1.	H29. 3. 15.	H30. 1. 1.	H30. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 ※ A… 配偶者の合計所得金額		同	左
	※ 合計所得金額1,000万円以下の納税者が対象	750,000円以上760,000円未満 30,000円			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円	○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円	同	左
		どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。		同	左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円) 超過額 (限度額は2,000,000円)		同左及びセルフメディケーション税制導入	
	基礎控除	330,000円		同	左
	税率	市民税均等割 3,500円 市民税所得割 6%(一律) 府民税均等割 1,800円 府民税所得割 4%(一律)		同	左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)		次のいずれかに該当する金額 ①「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額」又は「税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額」のいずれか小さい金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額 ②「所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税で控除しきれなかった額」又は「所得税課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(上限97,500円)のいずれか小さい金額 ※特定取得に該当するときは「100分の5」は「100分の7」、「97,500円」は「136,500円」として計算		同	左
寄附金税額控除		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市3.0% 府2.0% ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1) + (*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同	左	

諸税の税歴(1/12)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人 市 民 税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左	
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左	
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(2/12)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人 市 民 税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100		同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税	7 / 100		同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税	—		—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税	0.2 / 100		同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(3/12)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
	電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
	ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左
	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100

諸税の税歴(4/12)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	市 民 税	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1,000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土 地 15万円 家 屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/12)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市 民 税	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/12)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	1,000本につき ・旧三級品以外 2,434円 ・旧三級品 1,155円	1,000本につき 2,434円 (5月1日から2,668円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円 (5月1日から1,266円)	1,000本につき 2,668円 (7月1日から2,997円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/12)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人	法人税制	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
市民税	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左
	市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,412 円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)
	固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左
	特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左
	都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	入湯税	———	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左

諸税の税歴(8/12)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
法人税制	法人税制	14. 7 / 100	同 左	同 左	12. 1 / 100 (10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 その他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000 本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	同 左	
固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0. 3 / 100	同 左	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(9/12)

平成27年度	
法人税制	12.1/100 (平成26年10月1日以後に始まる事業年度から適用)
	<p>法人税</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</p> <p>○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</p> <p>○その他 60,000円</p>
市民税	<p>原動機付自転車</p> <p>50cc以下 1,000円</p> <p>90 " 1,200円</p> <p>125 " 1,600円</p> <p>ミニカー 2,500円</p> <p>軽自動車</p> <p>2輪のもの 2,400円</p> <p>3輪のもの 3,100円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,000円</p> <p>〃 自家用貨物 4,000円</p> <p>〃 営業用乗用 5,500円</p> <p>〃 自家用乗用 7,200円</p> <p>〔平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける三輪以上の軽自動車〕</p> <p>3輪のもの 3,900円</p> <p>4輪の営業用貨物 3,800円</p> <p>〃 自家用貨物 5,000円</p> <p>〃 営業用乗用 6,900円</p> <p>〃 自家用乗用 10,800円</p> <p>2輪の小型自動車 4,000円</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>農業作業用 1,600円</p> <p>その他 4,700円</p>
軽自動車税	
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円
特別土地保有税	平成15年度から課税停止
都市計画税	0.3 / 100
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円

諸税の税歴(10/12)

		平成28年度																																												
法人税制	法人税制	12. 1/100																																												
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																												
市民税	市民税	■軽四輪車など(軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1</th> <th>最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">軽自動車</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成27年4月1日以降に最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽三輪以上の車両から新税率が適用。 ※2 最初の新規検査後13年を経過した車両。平成28年度は、平成14年12月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無いいためその年の12月に読み替えて判断。 ※3 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車などは、経年重課の適用から除外。</p>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3	三輪	軽三輪	三輪	軽三輪		軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円		乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円		貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円												
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両(新規検査後13年以内)			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両(新税率)※1		最初の新規検査後13年を超えた車両(経年重課)※2(一部除外有)※3																																							
三輪		軽三輪	三輪	軽三輪																																										
軽自動車	乗用・自家用	7,200円	10,800円	12,900円																																										
	乗用・営業用	5,500円	6,900円	8,200円																																										
	貨物・自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																										
	貨物・営業用	3,000円	3,800円	4,500円																																										
市民税	■グリーン化特例 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査(初めて車両番号の指定)を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>高</th> <th>低</th> <th>低</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				電気軽自動車など	高	低	低			平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																												
		電気軽自動車など	高	低	低																																									
		平成27年度燃費基準+35%達成車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成27年度燃費基準+15%達成車	平成32年度燃費基準達成車																																									
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																									
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																									
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																									
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																									
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																									
市たばこ税	市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,925円																																												
固定資産税	固定資産税	1. 4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																												
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																												
都市計画税	都市計画税	0. 3/100																																												
入湯税	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																												

諸税の税歴(11/12)

		平成29年度																																													
法人税制	法人税制	12. 1/100																																													
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																													
市民税	市民税	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th rowspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3</th> </tr> <tr> <th>軽三輪</th> <th>軽四輪</th> <th>軽三輪</th> <th>軽四輪</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽三輪</td> <td>3,100円</td> <td></td> <td>3,900円</td> <td></td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽四輪</td> <td>乗用・自家用</td> <td>7,200円</td> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>乗用・営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物・自家用</td> <td>4,000円</td> <td></td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物・営業用</td> <td>3,000円</td> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3	軽三輪	軽四輪	軽三輪	軽四輪	軽三輪	3,100円		3,900円		4,600円	軽四輪	乗用・自家用	7,200円		10,800円	12,900円	乗用・営業用	5,500円		6,900円	8,200円	貨物・自家用	4,000円		5,000円	6,000円		貨物・営業用	3,000円		3,800円	4,500円						
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※2 （一部除外有）※3																																								
軽三輪		軽四輪	軽三輪	軽四輪																																											
軽三輪	3,100円		3,900円		4,600円																																										
軽四輪	乗用・自家用	7,200円		10,800円	12,900円																																										
	乗用・営業用	5,500円		6,900円	8,200円																																										
	貨物・自家用	4,000円		5,000円	6,000円																																										
	貨物・営業用	3,000円		3,800円	4,500円																																										
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円	■グリーン化特例 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税額</th> <th colspan="4">← 環境性能 →</th> </tr> <tr> <th>高</th> <th>低</th> <th>高</th> <th>低</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>電気軽自動車など</th> <th>燃費基準+35%達成車</th> <th>燃費基準+20%達成車</th> <th>燃費基準+15%達成車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">四輪乗用</td> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪貨物</td> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,900円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	標準税額	← 環境性能 →				高	低	高	低			電気軽自動車など	燃費基準+35%達成車	燃費基準+20%達成車	燃費基準+15%達成車	四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
車種区分	標準税額	← 環境性能 →																																													
		高	低	高	低																																										
		電気軽自動車など	燃費基準+35%達成車	燃費基準+20%達成車	燃費基準+15%達成車																																										
四輪乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円																																										
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円																																										
四輪貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円																																										
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円																																										
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円																																										
市たばこ税	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき3,355円																																														
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																														
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																														
都市計画税	0.3 / 100																																														
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日75円																																														

諸税の税歴(12/12)

		平成30年度																																																																																					
法人税制	法人税制	12. 1/100																																																																																					
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円																																																																																					
市民税	市民税																																																																																						
	市民税																																																																																						
軽自動車税	原動機付自転車	■軽四輪車など（軽自動車のうち三輪のもの及び四輪以上のもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）</th> <th colspan="2">平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）</th> <th colspan="2">最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2</th> </tr> <tr> <th>三輪</th> <th>軽三輪</th> <th>乗用・家用</th> <th>乗用・商用</th> <th>乗用・家用</th> <th>乗用・商用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽自動車</td> <td>3,100円</td> <td></td> <td>7,200円</td> <td>5,500円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td></td> <td>3,100円</td> <td></td> <td></td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>四輪</td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・家用</td> <td></td> <td></td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物・商用</td> <td></td> <td></td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 平成17年3月以前に最初の新規検査を受けた車両が対象。平成15年10月13日以前に最初の新規検査を受けた車両は、検査証に月の記載が無い場合、その年の12月に読み替えて判断。</p> <p>※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引軽自動車などは、経年重課の適用から除外。</p> <p>■グリーン化特例 平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた軽四輪車などのうち、排出ガス性能や燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、最初の新規検査の翌年度分に限り、軽自動車税を軽減。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">車種区分</th> <th rowspan="3">標準税額</th> <th colspan="4">環境性能</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高</th> <th colspan="2">低</th> </tr> <tr> <th>電気軽自動車など</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> <th>貨物車</th> <th>乗用車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四輪乗用</td> <td>自家用 10,800円 営業用 6,900円</td> <td>2,700円 1,800円</td> <td>平成27年度 燃費基準+ 35%達成車</td> <td>平成32年度 燃費基準+ 30%達成車</td> <td>平成27年度 燃費基準+ 15%達成車</td> <td>平成32年度 燃費基準+ 10%達成車</td> </tr> <tr> <td>四輪貨物</td> <td>自家用 5,000円 営業用 3,800円</td> <td>1,300円 1,000円</td> <td>2,500円 1,900円</td> <td>5,400円 3,500円</td> <td>8,100円 5,200円</td> <td>3,800円 2,900円</td> </tr> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td colspan="2">2,000円</td> <td colspan="2">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2		三輪	軽三輪	乗用・家用	乗用・商用	乗用・家用	乗用・商用	軽自動車	3,100円		7,200円	5,500円	10,800円	12,900円	三輪		3,100円			3,900円	4,600円	四輪			4,000円	3,000円	5,000円	6,000円	貨物・家用			4,000円	3,000円	5,000円	6,000円	貨物・商用			3,000円	3,800円	3,800円	4,500円	車種区分	標準税額	環境性能				高		低		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車	四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	平成32年度 燃費基準+ 30%達成車	平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	平成32年度 燃費基準+ 10%達成車	四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	5,400円 3,500円	8,100円 5,200円	3,800円 2,900円	三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円	
	車種区分	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両（新規検査後13年以内）			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両（新税率）		最初の新規検査後13年を超えた車両（経年重課）※1（一部除外有）※2																																																																																
三輪		軽三輪	乗用・家用	乗用・商用	乗用・家用	乗用・商用																																																																																	
軽自動車	3,100円		7,200円	5,500円	10,800円	12,900円																																																																																	
三輪		3,100円			3,900円	4,600円																																																																																	
四輪			4,000円	3,000円	5,000円	6,000円																																																																																	
貨物・家用			4,000円	3,000円	5,000円	6,000円																																																																																	
貨物・商用			3,000円	3,800円	3,800円	4,500円																																																																																	
車種区分	標準税額	環境性能																																																																																					
		高		低																																																																																			
		電気軽自動車など	貨物車	乗用車	貨物車	乗用車																																																																																	
四輪乗用	自家用 10,800円 営業用 6,900円	2,700円 1,800円	平成27年度 燃費基準+ 35%達成車	平成32年度 燃費基準+ 30%達成車	平成27年度 燃費基準+ 15%達成車	平成32年度 燃費基準+ 10%達成車																																																																																	
四輪貨物	自家用 5,000円 営業用 3,800円	1,300円 1,000円	2,500円 1,900円	5,400円 3,500円	8,100円 5,200円	3,800円 2,900円																																																																																	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円		3,000円																																																																																		
軽自動車	50cc以下 2,000円 90 " 2,000円 125 " 2,400円 ミニカー 3,700円 2輪のもの 3,600円 ※3輪以上は、別表のとおり 2輪の小型自動車 6,000円 小型特殊自動車 農業作業用 2,400円 その他 5,900円																																																																																						
市たばこ税	市たばこ税	1,000本につき5,262円（10月1日から 5,692円） ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき4,000円																																																																																					
固定資産税	固定資産税	1.4 / 100 （免税額） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円																																																																																					
特別土地保有税	特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																																																																					
都市計画税	都市計画税	0.3 / 100																																																																																					
入湯税	入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円																																																																																					

主な税制改正【平成29年度適用】

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年度									
個人市民税	給与所得の見直し	<p>給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成29年度（平成28年分）は1,200万円（控除額230万円）に、平成30年度（平成29年分）以後は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度（平成28年分）</th> <th>平成30年度（平成29年分）以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額が適用される給与収入</td> <td>1,200万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>230万円</td> <td>220万円</td> </tr> </tbody> </table>		平成29年度（平成28年分）	平成30年度（平成29年分）以後	上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円	給与所得控除の上限額	230万円	220万円	平成29年度（平成28年分）から	26
		平成29年度（平成28年分）	平成30年度（平成29年分）以後										
上限額が適用される給与収入	1,200万円	1,000万円											
給与所得控除の上限額	230万円	220万円											
	上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択	<p>特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることとなった。</p>	平成29年度から	29									
固定資産税	地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）	<p>国が地方税法で一律に定めていた課税標準等の特例措置について、地方自治体の自主性・自立性を一層高めるとともに、税制を通じてこれまで以上に地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるように、条例で特例措置を定めることができる制度が導入された。</p>	平成24年度に導入以後、毎年度適用範囲を拡大	24～									
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の延長	<p>平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査（初めて車両番号の指定）を受けた三輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費性能が優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例（軽課）を適用する。</p>	平成29年度分	28									



市 税 概 要 （平成30年度版）

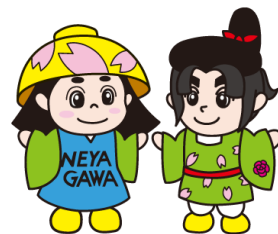
平成31年3月発行

発 行 寝屋川市

編 集 寝屋川市財務部税務室

大阪府寝屋川市本町1番1号

電話(072)824-1181(代)内線2222



寝屋川市ホームページ <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>